

お知らせ

平成23年5月分(4月使用分)から

資料-3

簡易水道料金が変わります

平成23年5月分(4月使用分)から簡易水道料金とメーター使用料を次の表のとおり改定させていただくことになりました。

水道事業は、独立採算を基本とし、皆さんからいただく水道料金としての収入で賄われており、これまでも経費の縮減を図ってまいりましたが、合併に伴い事業の資金となる料金収入が大幅に減少したことなどにより、健全な経営が困難な極めて厳しい経営状況となっております。

今後とも市民のみなさんへの「安全・安心・おいしい水の安定供給」と「重要なライフライン維持」のため、業務を進めてまいりますとともに経営の効率化とコスト縮減など一層の経営努力を行ってまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

新旧簡易水道料金表

※消費税は含まれています

種別		旧料金表(～平成22年度)				新料金表(平成23年度～)			
		基本料金		超過料金 (1m ³)	メーター貸付料 (13mm)	基本料金		超過料金 (1m ³)	メーター貸付料 (13mm)
		基本水量	料金			基本水量	料金		
一般用	八代市二見白島地区	8m ³	1,500円	200円	60円	8m ³	1,365円	147円	※ 63円
	坂本町区域	5m ³	1,050円	105円	105円				
	東陽町河俣地区								
	泉町打越地区	5m ³	1,575円	105円	105円				
	泉町落合地区	(定額制) 月額40円							
	泉町椎原地区	(定額制) 月額40円							
	東陽町箱石地区	10m ³	700円	56円	105円				
臨時用	八代市二見白島地区	水量1m ³ につき			400円	水量1m ³ につき			315円
	その他の区域	水量1m ³ につき			315円	水量1m ³ につき			315円
泉町放任給水地区		(定額制) 月額40円				(定額制) 月額520円			

※メーター貸付料：口径によって料金が違います。口径別の料金は次のとおりです。
(13mm) 63円 (20mm) 115円 (25mm) 126円 (40mm) 231円 (50mm) 1,260円

■改定のポイント

▶新料金設定の考え方・・・必要な経費の60%を目途に料金設定します

今回の改定は、維持管理(人件費・動力費・薬品費・水質検査費・修繕費 他)、施設整備時の借入金返済に必要な経費などを賄える料金水準を目途としながら、60%を料金で回収することを主眼とし、設定させていただくものです。不足する40%については、市税などを充てています。

▶料金体系の統一・・・各地区で異なる料金体系の一部を統一します

合併以前の旧市町村毎に異なる料金体系が維持されてきましたが、水道事業の独立採算制や水道使用者の費用負担の公平性の観点からも、最終的に統一する方向です。

▶料金改定率・・・最終的な平均改定率は22.8%となります

現行の料金がこれまで違いましたので、単純に比較はできませんが、今回の料金改定による簡易水道事業全体の平均改定率です。

▶適用期日・・・平成23年5月分(4月使用分)から適用します

簡易水道料金早見表(坂本町区域)

使用水量	旧料金	新料金	比較	使用水量	旧料金	新料金	比較
1m ³	1,150	1,420	270	16m ³	2,310	2,600	290
2m ³			270	17m ³	2,410	2,750	340
3m ³			270	18m ³	2,520	2,890	370
4m ³			270	19m ³	2,620	3,040	420
5m ³			270	20m ³	2,730	3,190	460
6m ³	1,260	1,420	160	21m ³	2,830	3,330	500
7m ³	1,360		60	22m ³	2,940	3,480	540
8m ³	1,470		△50	23m ³	3,040	3,630	590
9m ³	1,570		0	24m ³	3,150	3,780	630
10m ³	1,680		40	25m ³	3,250	3,920	670
11m ³	1,780		80	26m ³	3,360	4,070	710
12m ³	1,890		120	27m ³	3,460	4,220	760
13m ³	1,990		170	28m ³	3,570	4,360	790
14m ³	2,100		210	29m ³	3,670	4,510	840
15m ³	2,200		250	30m ³	3,780	4,660	880

■料金の算定方法 ※ 10円未満は切り捨てとなります

$$\text{簡易水道料金} = \text{〔基本料金〕} + \text{〔超過料金〕} + \text{〔メーター貸付料〕}$$

■料金の算出例

▶ 使用水量が 8m³ (1人世帯目安) 以下の場合 (坂本町区域)

$$\begin{array}{l} \text{〔簡易水道料金]} \quad \text{〔基本料金]} \quad \text{〔超過料金]} \quad \text{〔メーター貸付料]} \\ 1,420 \text{ 円} = 1,365 \text{ 円} + 147 \text{ 円} \times 0\text{m}^3 + 63 \text{ 円} \end{array}$$

▶ 使用水量が 16m³ (2人世帯目安) の場合 (坂本町区域)

$$\begin{array}{l} \text{〔簡易水道料金]} \quad \text{〔基本料金]} \quad \text{〔超過料金]} \quad \text{〔メーター使用料]} \\ 2,600 \text{ 円} = 1,365 \text{ 円} + 147 \text{ 円} \times (16\text{m}^3 - 8\text{m}^3) + 63 \text{ 円} \end{array}$$

▶ 使用水量が 24m³ (3人世帯目安) の場合 (坂本町区域)

$$\begin{array}{l} \text{〔簡易水道料金]} \quad \text{〔基本料金]} \quad \text{〔超過料金]} \quad \text{〔メーター貸付料]} \\ 3,780 \text{ 円} = 1,365 \text{ 円} + 147 \text{ 円} \times (24\text{m}^3 - 8\text{m}^3) + 63 \text{ 円} \end{array}$$